

2015年8月12日

各 位

会社名 株式会社 アイスタイル  
 代表者名 代表取締役社長 吉松 徹郎  
 (コード番号：3660 東証第一部)  
 問合せ先 取締役 CFO 菅原 敬  
 (TEL. 03-5575-1260)

定款の一部変更及び役員選任議案に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2015年9月29日開催予定の第16回定時株主総会に、定款の一部変更及び役員を選任（取締役6名、監査役3名）について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行により、責任限定契約を締結することができる役員（取締役）の範囲が変更されたことに伴い、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第28条第2項（取締役の責任免除）及び現行定款第36条第2項（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、現行定款第28条第2項（取締役の責任免除）の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、変更部分は下線で示しております。

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第28条 (省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。	(取締役の責任免除) 第28条 (省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。

<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 (省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 (省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。</p>
--	---

### (3) 日程

定款変更の為の株主総会開催日 2015年9月29日(予定)

定款変更の効力発生日 2015年9月29日(予定)

## 2. 役員を選任

### (1) 再任取締役候補者

第16回定時株主総会終結の時をもって、現任の取締役6名は任期満了となります。次期の取締役候補は次のとおりです。

氏名	選任の別
吉松 徹郎	再任
原 芽由美 (旧姓 山田)	再任
菅原 敬	再任
佃 慎一郎	再任
高松 雄康	再任
那珂 通雅	再任

※那珂通雅氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所が定める独立役員候補者であります。

### (2) 再任監査役候補者

第16回定時株主総会終結の時をもって、現任の監査役3名は任期満了となります。次期の監査役候補は次のとおりです。

氏名	選任の別
原 陽年	再任
都 賢治	再任
中森 真紀子	再任

※原陽年氏、都賢治氏、中森真紀子氏は社外監査役候補者であり、東京証券取引所が定める独立役員候補者であります。

なお、定款の一部変更、並びに役員を選任につきましては、2015年9月29日開催予定の第16回定時株主総会において、承認可決されることを条件とします。

以 上